

西村大臣記者会見要旨

令和3年1月25日（月）18時30分～18時53分（23分）

（於：中央合同庁舎第8号館1階S101・103会見室）

（大臣冒頭発言）お待たせいたしました。コロナの関連で2点、私から申し上げます。

人流を見ていただければと思うんですが。首都圏で朝の通勤乗客の数が41%減であります。繰り返し申し上げますけれども、41%減で、関西圏は29%減にとどまっています。これは極めて重要で、とにかく飲食につながる人の流れを減らす、あるいは人と人との接触を減らすということから、去年7割まで関西圏も含めて乗客数が減りました。

これと同等のことができれば必ず効果が出ると申し上げてきています。20時までの時短と合わせて、今回の対策の柱であります。経済界に改めて今、事務的にももう一段お願いをしたいということで申し上げます。関西経済界にも申し上げます。私が一日中、予算委員会なものですから、直接、経済界にお願いする時間がなかなか取りにくいんですが、場合によっては、副大臣からでも少し相手方、それぞれの経済界幹部にお願いをしたいと思っています。

何としても、やればできたわけですから、しかもその後デジタル化を進めるということで取り組んでいるわけですので、これまでの経験を踏まえて、夏はお盆の時期がありますけれども、7割近くやれたわけですので。是非、もう2週間が経とうとしています。12日から実際にテレワークが始まったとしても、もう、前回は2週間後にはぐっと下がっていましたので、是非お願いをしたいと思います。

中小企業の皆さんはなかなか取り組みにくいということで、支援策についてはこれまでも何度も申し上げますけれども、厚労省が補助率2分の1、上限100万円まででコンサルティング費用とか、テレワークの通信機器の導入とか、研修とかこうした費用がありますので、是非これを御活用いただきたいと思っておりますし、テレワーク相談センターに連絡をしていただくと良いと思います。

それから、経産省の持続化補助金で、生産性向上の費用を経費の一部を見るということで、最大100万円。これは全国の商工会、商工会議所で対応しています。是非、中小企業の皆さん

はこういったものを活用していただいて。テレワークはもう「新たな日常」になっていきますから、テレワークができる企業を求める優秀な人材もたくさんいますので、是非お願いをしたいと思います。

そして、国有地も財務省が、財務局であったり地方の庁舎を活用するというので、サテライトオフィスの設置を今、整理して、間もなく公表、募集なども始まると思います。

それから、テレワーク関係のガイドラインの見直しということで、厚労省において留意事項など、全般のパンフレットを作成したところですが、今後、年度内を目途に改定する予定でありますので、是非これも見ていただければと思います。

それから、ちなみに今、審議中の補正予算においても、経産省においてIT補助金ということで、2,300億円の内数ですが、3分の2補助で最大150万円。それから、テレワーク拠点の整備ということで、国交省が市町村でリノベーションなどを行って、空き家、古民家などを改修して、そうしたテレワーク拠点を整備する市区町村を支援していく。あるいは、内閣府のテレワーク交付金で、地方のサテライトオフィスの整備など、これも地方公共団体の取組を4分の3補助で支援するというので、様々な予算がありますので、3次補正も是非早期成立を目指して、引き続き審議にしっかりと答えていきたい、丁寧に説明していきたいと思います。

もう「新たな日常」として、また、地方創生の1つの大きな一歩として、今、地方に移住をしたいという若者が、20代に限ってみれば、我々の調査では4割ぐらいいますので、是非こういったことも活用いただければと思います。

それから今日、国会で議論がありました協力金、あるいは一時金の内容ですが、今日の答弁をちょっと整理して改めて申し上げますと、協力要請推進枠ということで、時短の要請、今は8時までの時短でお願いしていますが、協力金。これは緊急事態宣言の地域です。そうでない地域も9時までだったり8時までだったり、協力金の金額は、月額換算120万円と180万円など差はありますが、これは大企業も含めて店舗ごとに今、各県で出しています。緊急事態宣言については今申し上げた180万円、それ以外の所は120万円。

そして今日、答弁で申し上げましたが、旅館・ホテルに入っているテナントももちろん対象ですし、旅館・ホテルが

直営でレストラン、料理屋などをやっている場合も、8時まで
の時短に応じれば対象になりますので。これは地域の緊急事態
宣言の下で180万円、それ以外のところは120万円ですが、地
域の旅館・ホテルの経営支援にもつながりますので、是非これ
らを御活用いただければと思います。

それから、中堅・中小企業への一時金でありますけれども、
要件が2つ、どちらかということ。一つは緊急事態宣言の都
道府県の、時短営業の飲食店と直接または間接の取引がある
ということ、これは生産者も含みます。農林水産業の人も含み
ます。それから、財・サービスの供給者も含むということ。こ
れが1つのカテゴリー、分類です。

もう一つが、不要不急の外出・移動の自粛によって直接的な
影響を受けるということ。今日、滋賀県の上野代議員から質
問がありましたけれども、京都、大阪、あるいは名古屋、岐阜
が緊急事態宣言の下で、滋賀に来る人が減っているというこ
とで影響を受ける場合、1月、2月の売上が前年比50%以上減
少すれば対象となりますということで、緊急事態宣言区域外の
事業者も対象ですし、協力金の対象外となっている飲食店。

これは昼間の営業が中心で、夜は元々、8時までに終わって
いたので、こちらの対象にはならない飲食店も対象になります
し、今申し上げたように外出・移動の自粛によって、土産物屋
さんとかタクシー会社とかが影響を受けるという場合には、法
人で40万円、個人事業主は20万円の支援の対象となります。

ということで、大きな方向性はこういったことでお示しして
あるんですけれども、こちら側の一時金については現在、経産
省で詳細を詰めておりますので、近日中に公表の予定でありま
す。是非、今回の緊急事態宣言の下で、様々な影響を受ける事
業者の皆さん、そしてまた、協力要請にお応えいただいている
事業者の皆さんには、こうした支援策でしっかりと応援をして
いきたいと思っております。

これに加えて、私は答弁で申し上げましたけれども、雇用調
整助成金。これはパート・アルバイトの方も含めて1人月額、
最大33万円まで。これは、中小企業はもちろんですし、大企
業の方々も緊急事態宣言の区域内にあれば、100%この飲食店
は対象となりますし、それから区域外、地域外であっても、業
種を問わず影響を受ける、3カ月平均で30%の売上減少であ
れば、大企業であっても100%の支援の対象であります。

これまで、大企業は 75%ということでしたけれども、緊急事態宣言の区域内、それから区域外であっても、3か月 30%の減少があれば対象ということでもありますので、是非、これも御活用いただいて、雇用の維持につなげていただければと思います。パート・アルバイトの方も含めてでありますし、シフトが減って収入が減る分も対象でありますので、是非お願いをしたいと思います。

緊急事態宣言の地域の感染状況を見ています。先週、今週で全て1を切ってきて、少し効果が出てきたのかなと見ておりますが、引き続き新規報告者数、10万人当たりはまだ東京 60人、神奈川 53人ということで、非常に高い数字、25人をはるかに上回っています。陽性率も横ばいであったり、千葉は少し増えたりしています。

10%を切っているところもありますが、これまでも何度も申し上げていますとおり、この療養者数が極めて高い水準で、病床が引き続き7割6割と、こういう状況で埋まっていますので、この病床をしっかりと確保しなければなりません。

ここが下がってこないと厳しいわけにありますので、まずはそのためにも、どうしても入院される方、そして重症者は遅れて増えてきますので、新規陽性者の数を減らすというところで、ここを何とか下げなければいけないんですけれども、少し減少が見え始めた感じであります。日曜日、月曜日でありますので、そもそも大体毎週、日月は少なく、木金ぐらいに増えてきますので、日々の数字で一喜一憂はしませんけれども、週単位でしっかりと見ていきたいと思います。

ここで対策を緩めると、2週間後にまた増える。ちょうど緊急事態宣言の期間である2月7日前後にまた増えてしまうということになりますので、是非とも引き続きの対策をお願いしたいと思いますし、先ほど申し上げたように、一つには何としてもこのテレワークを昨年並みにやっていただく。

朝の人出は減っていますが、まだ昨年春に比べるとこれだけの数十%高い数字でありますので、まだ減らさなければいけない。これは日曜日の昼ですが、確かに12月に比べると20から30%減っているんですが、地方でも10%減っていますが、昨年春と比べると、やはり100%以上増えている。半分に減らさなければいけないということでもあります。

夜、これは日曜日ですので、あまり参考になりませんが、夜

の人出も日曜日は減っていますが、しかし緊急事態宣言時と比べると、まだ100%、200%ということ、2倍、3倍あるわけですので、2分の1、3分の1にしなければいけないということでもあります。このためにも8時の時短を是非、協力金などの支援をしっかりと行っていきますので、是非、御協力いただきたいと思っております。

正念場だと思っております。テレワーク7割、そして8時の時短、これを徹底できれば、今年の春の経験、それから夏の大阪や愛知の経験、こういったことから効果が出るということで、専門家の皆さんからもいただいておりますので、何とかさらにもう一段徹底をしていただいで、この減少を確実なものにしていくことが大事だと考えています。

支援策をしっかりと講じていきますので、国民の皆様、事業者の皆さんも是非、御協力をお願いできればと。緊急事態宣言を長引かせないためにも、対策を一段、もう一段の対策をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

(問) 本日、東京都が12月28日以来に700人を下回りましたけれども、これは宣言から2週間で、一定程度の効果が出ていくというふうに見ていらっしゃるのでしょうか。ひとまず減少傾向というふうに言って良いかどうか、改めてお願いします。

(大臣) 先ほど申し上げましたとおり、日月は大体低く出ますので、週単位で見なければいけないと思っておりますけれども。先週から比べると、日月ともに低い数字になっておりますので、先週は日曜日が1,592でしたけれども、今週は986ということで。また、月曜日も1,204だったのが、今日は618ということでありますので、この傾向が続くことを期待したいと思いますし、12日から8時までの時短、テレワークなどが開始されたとすれば、2週間となる今日、明日辺りで効果が出てくると。これまでの経験を踏まえても、そういうことだと思っておりますが、ここで対策を緩めると、2週間後にまた増えるということですし、先ほどのデータを見ていただいても、20時、21時の夜の時間の人出、それから朝の通勤の乗客数も昨年春並みには減っておりませんので、このことを是非お願いしたいと思います。

ちなみに8時の時短に協力していただいている事業者の皆さん、本当にこれは御協力いただいで感謝したいと思います。

ども、していただいていない事業者の皆さんも、地域によっては2割あるというような報告も受けております。地域によっては9割の方が協力していただいて、1割程度協力されていないという報告もありますので、何とか徹底して、こうした対策が取れればと思います。

議論でもありましたけれども、協力金も支給をするという東京都も大企業に店舗ごとに協力金を給付するということでもありますし、繰り返しになりますが、雇用調整助成金は、規模に応じてアルバイトの方、パートの方を休ませたり、従業員の方の時間が短くなったり、その分も雇用調整助成金で大企業も含めて100%、月額33万円まで助成を行いますので、是非、御活用いただいて、雇用も守りながら事業継続をしていただければと考えています。

いずれにしても、今週の傾向をしっかりと分析していただいて、2月7日が期限でありますので、然るべきタイミングで、専門家の皆さんに御判断をいただきたいと思っております。日々いずれにしても、専門家の皆さんとはこうした状況を分析していきたいと考えています。

（問）沖縄県の玉城デニー知事から、今日、正式に沖縄を国の緊急事態宣言の対象地域、またはそれに準じる地域に組み入れるよう求める要請がなされたと思います。午前の会見で加藤官房長官も、早期の受入れに否定的な見解を示されましたが、現段階での大臣の御判断はいかがでしょうか。

（大臣）玉城知事とも連絡を取り合っておりますし、今日この後、沖縄選出の自民党国会議員団からも要請を受けることにもなっております。沖縄の状況は危機感を持って見ているところであります。病床がそもそも沖縄は医療提供体制が脆弱であるということもあります。これまで医療チームの派遣なども行ってきたところで、自衛隊のチームなどの派遣も行ってきたところでありますので、病床について、特に事務的にもかなり緊密にやり取りを私どもしております。

それから、特に宮古島で感染が拡大しているということも聞いております。離島でありますので、昨年夏には自衛隊が患者さんの輸送を行ったりしました。こうした状況を沖縄県とも共有しながら専門家の意見を聞き、分析を急いでいるところであります。

昨日の報告者数が76名、今日は41名と聞いております。日月ですので、ここも日々の状況を見なければいけませんけれども、全体として感染が止まっているのかどうか、それから病床がしっかりと確保、継続できるのか、それから特定の地域で感染がどの程度拡大しているのか、こういったことを見極めていきたいと考えております。いずれにしても、緊密に連絡を取りながら、適切に判断をしていきたい。専門家の意見もしっかり聞いて、判断をしていきたいと考えています。

(問) 明日、経団連の労使フォーラムが開催されて、今年の春闘が実質的に始まるわけですがけれども、コロナ禍の春闘ということになります。大臣として望まれることがあれば、教えていただければと思います。

(大臣) 私自身はデフレ脱却、そして日本が成長軌道に戻っていくには、この賃上げの流れの継続、これが何より大事だと考えています。これはアベノミクスの最初に副大臣としてかかわったときから進めてきたことでもありますし、何としてもこの流れを継続させていくことが大事だと。

長年のデフレの中で、企業はこの賃金を、人件費を抑えることで対応してきた。売上が減りますので、そのコストを削減する中で非正規化をしたり、賃金を抑えて対応してきた。言わばデフレの中で賃上げがなかなか進まなかった。

そうすると当然、消費力、購買力も落ちるわけでありますので、言わばデフレの悪循環の中で日本経済が低迷したということだと思いますから、このデフレから脱却していくために、日本が成長軌道に乗っていくためには、賃上げというものを継続していくことが大事でありますし、去年の骨太方針で、最低賃金についても早期に1,000円を目指す。もちろん中小企業の生産性向上の支援を行っていくということをやりにながらありますけれども、そういった方向性は是非、維持をしていきたいと思っています。

そうした中で今年の労使交渉においても、労使で真摯な議論がなされることを期待しています。連合は昨年12月の春季生活闘争方針において、それぞれの産業における最大限の底上げに取り組むことで、2%程度の賃上げを実現することを目指すとしております。経団連は19日に発表しました経労委報告において、賃上げについては、業種横並びや各社一律の賃上げ、

賃金引上げは現実的ではないとしているものの、収益が安定的に高い水準で推移、あるいは収益が増大している企業においては、ベアを行うことも選択肢、また、持続的な生産性向上実現の中で、賃金引上げのモメンタム維持が望まれるとされているところでございます。

政府としては、経済財政諮問会議において、総理も賃上げの流れの継続について述べられ、私も直接、経団連にも働きかけを行ってきたところであります。18日の経済演説の中でも「生産性向上に向けた支援、雇用増や賃上げなど、所得拡大を促す税制措置を講ずるなど、賃上げのモメンタムを維持できる環境整備に全力で取り組んでいきたい」と述べたところであります。

それぞれの企業の事情はあると思いますが、大きな方向性として、是非、賃上げのこのモメンタムが継続できるように、真摯な交渉を期待したいと思います。

ありがとうございました。